

(福) 若あゆの会

感染症対策のための指針

(感染症対策に関する基本方針)

第1条 社会福祉法人若あゆの会は、感染症に対する抵抗力が低下している利用者や、障害により認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい利用者等が、集団で生活する場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。

2 感染者を完全になくすことは大変難しいことではあるが、施設内に感染源を持ち込ませないために様々な対策を実施し、集団生活における感染の被害を最小限にすることが求められる。

3 このような前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となる。

(対策を実施する主な感染症)

第2条 障害福祉サービス事業所において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

- (1) インフルエンザウイルス
- (2) 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- (3) 肝炎ウイルス（A型～E型）
- (4) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- (5) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- (6) 国内でパンデミックが発生した新型コロナウイルス
- (7) その他の感染症（水虫、ヘルペス等）

(平時における感染症予防の徹底)

第3条 感染症の平常時対策として、BCPを参考に以下を徹底する。

- (1) 健康管理の徹底：手指消毒、手洗いの徹底
- (2) 施設への立ち入り制限の徹底：来訪者の体調確認
- (3) 対人距離の確保：アクリルパーテーションの活用
- (4) 施設内設備の消毒：定期的な設備の清掃、消毒
- (5) 備蓄品の確認：定期的な備蓄品の見直し
- (6) 感染疑いへの対応：症状ごとに利用再開の基準を設ける。

(感染症発生時の対応に関する基本方針)

第4条 感染症が発生した場合、当施設は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、BCPを参考に次のことを行う。

- (1) 組織体制の確立：組織体制を立ち上げ、各々で業務を分配する。
- (2) 感染者対策：利用制限、出勤制限、感染症対策の周知。
- (3) 復旧対策：感染者の健康観察、関係施設への連絡調整。
- (4) 行政への報告：必要に応じて行政機関と連絡調整を行なう。
- (5) 医療機関との連携：必要に応じて、医療機関と連絡調整を行なう。

(感染症対策委員会の設置)

第5条 当施設内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むため、感染症対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、施設長、管理者、サービス管理責任者、主任、各施設の衛生推進者等で構成する。
- 3 委員会は、3カ月に1回（4月、7月、10月、1月）定期的に開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。
- 4 委員会の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 施設内感染対策の立案
 - (2) 指針・マニュアル等の整備・更新
 - (3) 入居者（利用者）及び職員の健康状態の把握
 - (4) 感染症発生時の措置（対応・報告）
 - (5) 施設内感染対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
 - (6) 研修・教育計画の策定及び実施
 - (7) 各施設での感染対策実施状況の把握と評価

(職員研修に関する基本方針)

第6条 当施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及び蔓延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を感染症予防委員会の企画により、次のとおり実施する。

- (1) 新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 定期的研修 感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。
- (3) 施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年2回以上実施する。

(利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第7条 この指針は、利用者及び身元保証人の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも利用者及び身元保証人が閲覧できるようにする。

附 則 この指針は、2024年3月1日から施行する。